

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年8月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号：24a00588

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2024年8月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年8月28日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間(予定)：2024年11月 ～ 2028年11月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年11月 ～ 2026年10月

第2期：2026年11月 ～ 2028年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

【第1期】

- 1) 2024年度(2025年2月頃)
- 2) 2025年度(2026年2月頃)

【第2期】

- 3) 2026年度(2027年2月頃)
- 4) 2027年度(2028年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月3日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年9月4日 12時
3	質問への回答	2024年9月9日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年9月20日 12時
6	プレゼンテーション	2024年9月26日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2024年10月4日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先:

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00751）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者並びに同調査に参団した外部団員（廃棄物管理²）

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

² 「ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」P.8 1.3 調査団構成参照

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/7RXWhdPCEa>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設

定し、別途メールでe-koji@jica. go. jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下「R/D」という。)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	パイロットプロジェクトの活動・期間・投入・実施体制	第3条2.(2)
2	効果的・効率的なプロジェクトの実施体制及びC/P-WGの活用方法について	第3条2.(3)
3	本邦研修・現地研修の対象者、実施時期、プログラム、研修先、講師等について	第3条2.(4)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認

めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

➤ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

➤ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年2月
- ・ R/D署名：2024年6月18日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本事業の目的と実施方針

JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では、「環境管理～JICAクリーン・シティ・イニシアティブ～」のクラスター戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」において、途上国の廃棄物管理の状態を3つの発展段階に区分している。ペルーは収集・運搬から最終処分までの基礎的な廃棄物管理のフローは一定程度構築されているものの、最終処分の部分において、現時点ではまだオープンダンプサイトが主流であり、完全な衛生埋立へは転換出来ていないことから、第1段階から第2段階への移行期にあると判断される。同国において、よりきれいな街を実現・推進していく上では、衛生埋立を通じた廃棄物の適正処理の普及と徹底が不可欠である。

JICAは2013年以降から有償資金協力「固形廃棄物処理事業」、及び、有償資金協力「アマソナス州地域開発事業」を通じて、準好気性埋立方式を採用した計27箇所の最終処分場の整備を実施し、同国での衛生埋立を推進している。他方、上記の案件では、整備した最終処分場の運営・維持管理はプロジェクトサイトの自治体が主体と定められているが、自治体内での処分場の運営・維持管理に係る技術や経験不足から適切な運用が為されておらず、準好気性埋立方式としての機能性が損なわれている現状がある。また、本来指導する立場にある同国環境省（以下、「MINAM」という）においても、必ずしも準好気性埋立方式に関する知見や経験が蓄積されていないことから、各自治体への指導能力も限定的となっている。

本事業では、これらの有償資金協力で整備した「準好気性埋立方式」を用いた衛生埋立処分場を対象に、運営・維持管理能力の強化に資するパイロットプロジェクトを実施することで、パイロット自治体に加えMINAMや関係機関の準好気性埋立方式に関する理解の向上と指導能力の強化を図り、さらに準好気性埋立方式に関する知見やノウハウが全国に展開されるような体制構築を目指す。

(2) パイロットプロジェクトの目的と方向性

円借款で整備した最終処分場について、カウンターパート（以下、C/Pという）の準好気性埋立方式の構造理解の不足と日常的な埋立管理が不十分であることが原因で、

本来の準好気性埋立方式の機能を発揮できていない現状がある。上記を鑑み、パイロットプロジェクト³では主に①日常的な廃棄物の埋立管理と②準好気性埋立方式としての機能性の改善・維持の2点を活動の主軸に、処分場の運営改善⁴を図る。特に、①においては重機を用いた区画埋立・転圧/覆土作業の実地指導や埋立層の勾配成形による場内雨水の場外排除の促進等を具体的な活動として想定している。また、②では準好気性埋立方式の特徴である好氣的分解の促進と浸出水の処理が適切になされるように、既存設備への補完的/追加的なガス抜き管や集排水管の設置、浸出水のガス抜き管周りへの再循環による浸出水の浄化等を行う事を想定している。

なお、ペルーは沿岸地域・山岳地域・熱帯地域でそれぞれ気候条件が異なり、沿岸地域では乾燥しており降雨量が少ない一方で、山岳地域や熱帯地域は降雨量が極めて多く、埋立区画内での場内雨水の排除や場外雨水の流入防止、浸出水の処理が極めて重要な要素である。本案件のパイロットサイトはプロジェクト期間中及び終了後においても現地研修のリソースとなることを想定しているため、各気候条件において模範例となり得る処分場をパイロットサイト⁵に選定し活動を行う。パイロットプロジェクトで得た課題や教訓等から活動3-4で運営維持管理ガイドラインや研修教材（ケーススタディ資料、映像資料等）を作成するが、これらも気候条件等に沿った資料となることを想定している。

(3) プロジェクトの実施体制とカウンターパート・ワーキンググループの効果的な活用・運営方法

プロジェクトの主要なC/PはMINAM及びパイロットサイトの自治体となり、その他にペルー国内でオープンダンプサイトを含む処分場への指導を行っている環境評価・監

³ 受注者は詳細計画策定調査報告書や第3条2.(2)に記載の内容を踏まえ、効果的なパイロットプロジェクトの活動・期間・投入・(再委託先を含む)実施体制等をプロポーザルにて提案すること。特に、準好気性埋立方式としての機能性を最大化するために、上記に記載の内容以外にも運営維持管理の観点で必要と考えられる活動等は詳細に提案すること。具体的なプロジェクトサイトに関してはプロジェクト開始後の現地調査の結果を基に選定するため、プロポーザル時点では場所の提案は不要とするが、提案を排除するものではない。

⁴ パイロットプロジェクトの実施にあたって、「第6条 再委託」にも記載の通り、最終処分場の運営維持管理に係る技術指導及び準好気性埋立方式に係る追加設備の設置工事は再委託することを認める。特に、運営維持管理に係る技術指導にあたっては重機を用いた実演(Ex. ガス抜き管・集水管など準好気性埋立の機能構造物にダメージを与えずに転圧する方法、堰堤・埋立層の成形、勾配の付け方等)も想定しているため、日本国内の準好気性埋立方式の処分場で重機を用いた実務経験があり、かつ、海外での指導経験もある企業・組織に再委託されることが望ましい。なお、当該業務に関して、再委託ではなく運営維持管理の実務経験がある団員を業務従事者に組み入れ、受注者自らが活動を実施することを排除するものではないため、その場合は具体的な実施体制をプロポーザルで提案すること。

⁵ パイロットサイトは詳細計画策定調査の協議議事録(M/M)において、①パイロットサイトへの距離とアクセスのしやすさ、②気候条件、③1日当たりの廃棄物量等のクライテリアを基に、C/Pと協議の上、決定することを合意している。上記の①～③以外のクライテリアについては、プロジェクト開始後に発注者・受注者・C/Pの3者で協議・合意してから選定活動を始めることとする。

査庁（以下「OEFA」という。）も協力機関の一つに据えている。成果2は主に各パイロットサイトでの活動になる一方で、成果1と成果3の活動はMINAMが主体となるが、いずれの成果においてもパイロットサイトの自治体やOEFAの巻き込みや密な連携が不可欠となるため、コミュニケーションの取り方には留意が必要である。

なお、成果3-2及び成果3-3ではカウンターパート・ワーキンググループ⁶（以下「C/P-WG」という。）を設置し、これらを活用してパイロットプロジェクトの進捗状況の確認や教訓・課題の抽出、ガイドラインや研修教材の策定に向けた細やかな調整や共通認識の醸成を図る。

（４）本邦研修・現地研修の目的・内容

本事業では、プロジェクト期間中に本邦研修を1回、現地研修を2回実施することを想定している。本邦研修では主に準好気性埋立方式の最終処分場の運営維持管理を総合的に学べるようなプログラムを想定している。また、現地研修については、準好気性埋立方式を採用している他の自治体を招待し、パイロットプロジェクトでの取り組み・活動結果を、実地指導を交えながら紹介することを想定している。想定する本邦研修・現地研修⁷の規模は後段の第4条2.（1）・（2）を参照する。

（５）その他最終処分場に係る個別業務の内容

MINAMからは最終処分場の運営維持管理の改善に加え、特に①オープンダンプサイトの改善、②コンポストの製造工程（量・質）の改善、③廃棄物管理全般に係る財務分析及び財源確保策の検討の3点に関する個別の支援が求められており、これらに対して下記の対応方針に基づき活動を実施する。

① オープンダンプサイトの改善

対応方針 全国にある既存のオープンダンプサイトの具体的な改善は本事業のスコープ外のため実地活動は実施せず、準好気性埋立方式の技術的な適用方法の紹介や受注者による経験・知見共有のみとする。

活動内容 活動3-4で策定するガイドラインや研修教材の一つの項目として、オープンダンプサイト改善における準好気性埋立方式の適用方法や他国での事例や経験等の紹介・説明を含める。

⁶ MINAMは首都リマに常駐しているが、パイロットサイトの場所によっては自治体側のC/Pが遠方になる可能性が高い点には留意する。受注者は上記を踏まえ、プロジェクトの実施体制やC/P-WGの効率的・効果的な実施方法（対面・オンライン・ハイブリッド）や頻度等をプロポーザルで提案すること。

⁷ 受注者は本邦研修・現地研修のそれぞれについて、対象者、実施時期、プログラム、研修先等をプロポーザルで提案すること。なお、現地研修において、外部講師の活用が有効と考えられる場合は、本邦有識者等を外部講師として活用することも可とする。その場合は、必要性及び実施方法（現地渡航又はオンライン講義）についてプロポーザルで説明すること。

② コンポストの製造工程（量・質）の改善

対応方針 有償資金協力「固形廃棄物処理事業」では処分場の建設に加え、処分場内の付帯施設としてコンポスト施設の整備も行っており、同施設を用いたコンポストの質・量の改善をパイロットプロジェクトの一環として実施し、必要なガイドラインや研修教材を作成する。

活動内容 活動2-5でコンポストの質・量の改善に資するパイロット活動を合わせて実施し、また活動3-4で策定するガイドラインや研修教材にコンポストの製造方法や課題、教訓を含める。

③ 廃棄物管理全般に係る財務分析及び財源確保策の検討

対応方針 廃棄物の収集サービス費等の詳細な計算や財源確保策（廃棄物税の導入等）の検討は本事業のスコープ外であることから、最終処分場の運営維持管理に必要な費用の算出のみを活動の主軸とし、収集サービス費の計算方法や財源確保策に関しては最低限の技術的な助言や日本/他国の事例・経験紹介のみ実施する。

活動内容 活動2-4で最終処分場の運営維持管理に必要な費用の算出を実施し、また活動3-4で策定するガイドラインや研修教材では費用の算出方法をまとめる。収集サービス費や廃棄物税の算出方法や導入事例・経験紹介は必要に応じて活動3-2、活動3-3のワーキンググループの活動の一環として実施する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：2つの円借款事業で建設された衛生埋立処分場の現状や課題についてレビュー・分析を行う。

活動1-2：活動1-1の調査結果に基づき、全国の衛生埋立処分場のカテゴリ分類と優先順位を特定する。

活動1-3：活動1-1の調査結果について、セミナー・ワークショップにて発表を行う。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：活動1-1の結果を踏まえてパイロットサイトを決定する。

活動2-2：パイロットサイトの自治体職員のキャパシティ・アセスメントを実施する。

活動2-3：活動2-1, 2-2の結果も踏まえて、パイロットサイトの衛生埋立処分場の改善計画及び日常の作業計画を策定する。

活動2-4：衛生埋立処分場の運営・維持管理能力の強化に資するパイロットプロジェクトを実施する。

活動2-5：他の自治体向けにパイロットサイトで実地研修を行う。

活動2-6：各パイロットプロジェクトの課題と教訓を抽出し、他自治体に共有するための報告書を作成する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	パイロットサイトで埋立管理や準好気性埋立方式の機能性の維持するための活動を、他の自治体へデモンストレーションする。
実施回数	2回
対象者	MINAM及び準好気性埋立方式の処分場の維持管理を担う自治体職員
参加者数	約15～20名/回
開催期間	約2～3日/回
実施場所	パイロットサイト
実施形態	対面

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：MINAMの職員のキャパシティ・アセスメントを実施する。

活動3-2：MINAMやパイロットサイトの自治体、その他関係機関で構成されるワーキンググループを組織、運営する

活動3-3：ワーキンググループで成果2におけるパイロットサイトでの活動および報告書をレビューし、各自治体共通の課題や教訓を抽出する。

活動3-4：活動3-3の内容を踏まえ、自治体が使用できる準好気性埋立方式の衛生埋立処分場の運営・維持管理ガイドライン及び研修教材を策定する。

活動3-5：作成された運営・維持管理ガイドラインがセミナーで発表される。

活動3-6：成果2および成果3の活動全体をレビューし、将来の普及展開を見据えた

運営維持管理モデルとして体系化する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクト目標・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	MINAM、パイロット自治体、OEFA職員
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティ・アセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、MINAM及びパイロットサイトの廃棄物管理担当の職員を対象にキャパシティ・アセスメントを行い、最終処分場の運営維持管理及び準好気性埋立方式に係る知見や能力の現状を詳細に把握する。その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後から1ヶ月以内	日本語 スペイン語	電子データ	
モニタリングシート	半年に1回以上の頻度	日本語 スペイン語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語 スペイン語	電子データ	

業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本 CD-R電子データ	3部 2部
		スペイン語	製本 CD-R 電子データ	6部 6部
事業完了報告書 (Project Completion Report)	契約履行期限末日	日本語 スペイン語	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法（パイロットプロジェクト案を含む）
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) ペルーの気候条件を鑑みた最終処分場の運営・維持管理マニュアル
- (2) 最終処分場の運営維持管理に係る研修教材（パワーポイント資料・映像資料等）
- (3) その他セミナー・ワークショップ資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）及び日本国内第三者への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	最終処分場の運営維持管理に係る技術指導	重機を用いた日常的な埋立管理（区画埋立・転圧/覆土）と準好気性埋立方式の機能性の確保（ガス抜き管の追加設置、浸出水の散水処理等）に係る技術的な指導。	約3週間～1ヶ月の実地指導×2回	定額計上
2	準好気性埋立方式に係る追加設備の設置工事	ガス抜き管や集排水管の追加設置工事。	1サイト1回、最大3回	定額計上
3	現地研修	パイロットサイトで埋立管理や準好気性埋立方式の機能性の維持するための活動を、他の自治体へデモンストレーションする。 ※ 再委託ではなく、外部講師として招へいすることも可。（第2章 特記仕様書（案）第3条 2.（4）のとおり）	2～3日間の実地指導×2回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：ペルー共和国（ペルー）

案件名：最終処分場運営能力強化プロジェクト

The Project for the Improvement of Capacity of the Operation of
Infrastructure for the Final Disposition

2. 事業の背景と必要性

(1) ペルーにおける廃棄物管理セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ペルーでは現在全国21地域で65カ所の衛生埋立処分場（準好気性埋立方式/嫌気性埋立方式）と5カ所の中継基地が稼働しており、全国の都市廃棄物量の全体の6割程度が適切に処理されているが、残りの4割は1,800カ所以上のオープンダンプサイトに投棄されている。近年の人口増加と都市化の拡大により、都市廃棄物の総量も増えており、これらのオープンダンプサイトへの投棄量も増加傾向にあることから周辺環境への汚染や影響が問題視されており、衛生埋立処分場の新設と適切な廃棄物管理が喫緊の課題となっている。

係る状況を踏まえて、同国環境省（Ministerio del Ambiente：MINAM）は2000年に制定した「固形廃棄物総合法」を基に、廃棄物の適正管理と循環型社会の構築を目指して2017年に「統合固形廃棄物管理法」を制定・施行した。同法律の下で、中央省庁や地方政府、自治体、民間企業の役割が明確化され、衛生埋立処分場での適切な最終処理やリサイクルの推進に必要な活動等が定義された。また、MINAMは2021年に「国家環境政策2030」を作成し、同政策の優先目標の一つに「固形廃棄物の適正処理を増やす」を掲げている。特に、同目標の達成のために、固形廃棄物の収集・運搬と最終処分の2つの観点から、4つの方針（①固形廃棄物の統合管理の効率的な技術や規則の設置、②自治体及び自治体以外の廃棄物の管理・処理のモニタリング強化、③自治体及び自治体以外の固形廃棄物の統合管理の改善、④固形廃棄物の再資源化の推進）が設定されている。他方、同国内では基礎となる法律や政策・戦略が策定されているにもかかわらず、MINAMや自治体の予算的・人的なリソースの制約により、十分な衛生埋立処分場の整備が出来ていない。

JICAはこれらの状況に対して、米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）との協調融資として有償資金協力「固形廃棄物処理事業」（L/A調印：2012年10月）と有償資金協力「固形廃棄物処理事業フェーズ2」（L/A調印：2022年6月）で、前者は23カ所の「準好気性埋立方式」を用いた衛生埋立処分場の新設を行い、後者では18カ所のオープンダンプサイトの閉鎖を予定している。また、有償資金協力「アマソナス州地

域開発事業」（L/A調印：2013年1月）においても、4カ所の「準好気性埋立方式」の衛生埋立処分場の新設を行っている。

なお、「準好気性埋立方式」は日々の運営・維持管理が同方式の機能性を大いに左右するものであるが、嫌気性埋立方式の衛生埋立処分場とは異なり、詳細なガイドラインやマニュアル、ノウハウ等は国内では明確には確立されておらず、必ずしも各自治体の現場担当者には運営・維持管理の技術や手法が浸透していない。また、上記事業では運営維持管理の主体は各自治体と定められていることから、準好気性埋立方式の機能理解や運営・維持管理の知見・経験等もMINAM内に十分蓄積されているとは言えず、MINAMの自治体への指導能力も限定的となっている。また、実際には各自治体はオープンダンプサイトや衛生埋立処分場の運営・維持管理に関する助言をMINAMではなく、関係機関である環境評価・監査庁（Organismo de Evaluación y Fiscalización Ambiental：OEFA）から得るケースもあるため、MINAM以外の関係機関においても、「準好気性埋立方式」の構造・仕組みの正しい理解を促すことが求められる。衛生埋立処分場は運用開始後数十年にわたって活用されることから、上記の有償資金協力で整備したサイトが将来にわたり「準好気性埋立方式」の性能を発揮し続けるためにも、自治体のみならずMINAMや関係機関を巻き込んで、技術の浸透とボトムアップを図ることが不可欠である。

本事業ではこれらの有償資金協力で整備した「準好気性埋立方式」を用いた衛生埋立処分場を対象に運営・維持管理能力の強化に資するパイロットプロジェクトを実施することで、パイロット自治体に加えMINAMや関係機関の準好気性埋立方式に関する理解の向上と指導能力の強化を図り、更に準好気性埋立方式に関する知見やノウハウが全国に展開されるような体制構築を目指す。

（2）ペルー地域に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ペルー国別開発協力量針（2017年9月）では、大目標の「持続的経済発展への貢献」の下、重点分野として「環境対策」を定めており、廃棄物管理を含む環境問題への支援を位置付けており、本事業は同方針に合致するものである。また、JICAの課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「環境管理（JICAクリーン・シティ・イニシアティブ）」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」においては、廃棄物管理システムの改善や都市圏等地域の行政・公的機関や国全体の廃棄物管理行政を担う機関の能力強化、また環境への負荷が小さい循環型社会の実現に向けた支援も行うことを目標として掲げており、本事業の方向性とも合致する。なお、本事業は適切な廃棄物管理の推進を通じて、同国の衛生環境の向上に資するものであり、SDGsゴール11「住み続けられる街づくりを」とゴール12「つくる責任、使う責任」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

IDBはJICAとの協調融資枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み (Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion: CORE)」の下で、2012年から「Project for the Development of Solid Waste Management Systems in Priority Areas (PE-L1092)」で8カ所の衛生埋立処分場 (嫌気性埋立方式) の新設、2018年からは「Program to Recover Locations Degraded by Solid Waste in Priority Areas (PE-L1153)」で11カ所のオープンダンプサイトの閉鎖を実施している。その他、ドイツ復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW) が3カ所で衛生埋立処分場 (嫌気性埋立方式) の建設等を支援している。また、アメリカ国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID) や韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency: KOICA) も、それぞれ3R活動の推進や堆肥化プラントの設置、環境教育などの側面から、廃棄物管理セクターへの支援を行なっている

(4) 付帯する有償資金協力事業との関係性

(1) に記載の通り、IDBとの協調融資による有償資金協力「固形廃棄物処理事業」において23カ所、有償資金協力「アマソナス州地域開発事業」において4カ所、合計27カ所の「準好気性埋立方式」の衛生埋立処分場の新設を行ってきた。本事業では、これらの有償資金協力で整備した「準好気性埋立方式」の衛生埋立処分場を対象として、パイロット事業を通じた運営・維持管理能力の強化を図るとともに、パイロット事業の対象自治体に加えてMINAMを始めとする中央機関の「準好気性埋立方式」に関する理解の向上と指導能力の強化を図ることで、「準好気性埋立方式」に関する知見やノウハウが全国に展開されるような体制の構築を目指す。これによって、付帯する有償資金協力2件の開発効果の増大が期待できる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ペルーにおいて、①衛生埋立処分場の現状と課題の整理・明確化、②地方自治体における衛生埋立処分場の運営・維持管理能力の強化、及び③MINAM/関係機関の指導支援の手法/基盤を確立することにより、衛生埋立処分場の運営維持管理モデルを普及するための体制整備を図り、もって同モデルが全国の準好気性埋立方式処分場への普及に寄与するもの

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

有償資金協力案件「固形廃棄物処理事業」及び「アマソナス州地域開発事業」によって衛生埋立処分場が建設された地方自治体

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MINAM、パイロット自治体⁸、OEFA

最終受益者：パイロット自治体含むペルー国民

(4) 総事業費（日本側）：4.3億円

(5) 事業実施期間：2024年11月～2028年10月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：MINAM、パイロットプロジェクトを実施する自治体

協力機関：OEFA

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約59人月）：

- ・ 業務主任者/準好気性埋立方式
- ・ 衛生埋立処分場（計画）
- ・ 衛生埋立処分場（運営維持管理）
- ・ 財務・組織

② 研修員受け入れ：本邦研修の実施（準好気性埋立方式）

③ 機材供与：パイロットプロジェクト用資材（ガス抜き管、集排水管等）

2) ペルー国側

① (6)に記載のプロジェクト担当者を配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

③ 執務スペースの確保（MINAM内およびパイロット自治体内）

④ 関連省庁及びパイロット自治体での協力者の確保

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

有償資金協力「固形廃棄物処理事業」（L/A調印：2012年10月、融資額：43.96億円）

と有償資金協力「アマソナス州地域開発事業」（L/A調印：2013年1月、融資額：29.05億円）において、合計27カ所の衛生埋立処分場の新設を行ってきている。本案件では既

⁸ パイロット自治体は事業開始後にC/Pと協議の上、選定する。

に完工しているプロジェクトサイトから複数の候補地を選定し、これらの整備された衛生埋立処分場で具体的な埋立方法や準好気性埋立方式の特徴的な機能であるガス抜きや浸出水の処理方法等の運営手法に係る指導を行い、更に処分場のメンテナンスや維持管理方法についても技術移転を図る。これらの連携により、有償資金協力で整備された衛生埋立処分場の耐用年数の増加にも貢献し、中・長期的に同国内での廃棄物の適正処理に資する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

IDBとは「Project for the Development of Solid Waste Management Systems in Priority Areas (PE-L1092)」(L/A調印:2012年10月、融資額:30百万米ドル)と「Program to Recover Locations Degraded by Solid Waste in Priority Areas (PE-L1153)」(L/A調印:2018年8月、融資額:15百万米ドル)の二つの案件で協調融資を行っている。IDBが建設している衛生埋立処分場は嫌気性埋立方式を採用しており、本案件で取り扱う準好気性埋立方式の運営・維持管理の手法とは異なるため、直接的な連携は想定していないが、本案件はMINAMや関係機関の指導能力の強化や指導体制の構築をプロジェクト目標に設定しているため、同機関らのキャパシティ・ビルディングの観点において、本案件から得られた知見や教訓等をIDBとも継続的に共有することで、相乗効果を図る。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (C)
- ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は準好気性埋立方式を用いた衛生埋立処分場の適切な運営・維持管理を目指すものであるため、気候変動対策(緩和策)に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類:

ジェンダー分類: 【対象外】■ (GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>

詳細計画策定調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項

JICA安全対策措置（ペルー国）（2024年4月改定）では、ペルーにおいて一部渡航禁止区域が存在するため留意する。また、本案件の実施に関連して、関係者が渡航検討する場合は、最新の安全対策措置を確認の上、渡航措置承認手続及び行動規範の順守を徹底する。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

衛生埋立処分場の運営・維持管理モデルが全国の準好気性埋立方式を採用している処分場に普及される。

【指標及び目標値】

1. 衛生埋立処分場の運営・維持管理ガイドライン及び各種研修教材が準好気性埋立方式を有する、もしくは同方式の建設予定がある全自治体に配布されている。
2. プロジェクトが定めた運営維持管理モデルがXX州で導入されている。

（2）プロジェクト目標

衛生埋立処分場の運営維持管理モデルを普及するための体制が整備される。

【指標及び目標値】

1. 衛生埋立処分場の運営・維持管理ガイドライン、各種研修教材、普及計画書がMINAMから承認される。
2. MINAMの年間業務計画の中に、「関係機関による協力を得ながらMINAMが実地指導を含む研修機会を年間最低XX回以上提供する」ことが組み込まれる。
3. 全国普及に向けた担当職員チームが形成される。

（3）成果

- 成果1 ペルー国内の衛生埋立処分場の現状と課題が明らかにされる。
- 成果2 パイロット事業を実施する地方自治体において、衛生埋立処分場にかかる運営・維持管理能力が強化される。
- 成果3 衛生埋立処分場の運営・維持管理について、MINAM及び関係機関が自治体等に対して指導・支援する手法・基盤が確立される。

（4）活動

成果1

- 1-1 2つの円借款事業で建設された衛生埋立処分場の現状や課題についてレビ

ュー・分析を行う。

1-2 活動1-1の調査結果に基づき、全国の衛生埋立処分場のカテゴリ分類と優先順位を特定する。

1-3 活動1-1の調査結果について、セミナー・ワークショップにて発表を行う。

成果2

2-1 活動1-1の結果を踏まえてパイロットサイトを決定する。

2-2 パイロットサイトの自治体職員のキャパシティ・アセスメントを実施する。

2-3 活動2-1, 2-2の結果も踏まえて、パイロットサイトの衛生埋立処分場の改善計画及び日常の作業計画を策定する。

2-4 衛生埋立処分場の運営・維持管理能力の強化に資するパイロットプロジェクトを実施する。

2-5 他の自治体向けにパイロットサイトで実地研修を行う。

2-6 各パイロットプロジェクトの課題と教訓を抽出し、他自治体に共有するための報告書を作成する。

成果3

3-1 MINAMの職員のキャパシティ・アセスメントを実施する。

3-2 MINAMやパイロットサイトの自治体、その他関係機関で構成されるワーキンググループを組織、運営する。

3-3 ワーキンググループで成果2におけるパイロットサイトでの活動および報告書をレビューし、各自治体共通の課題や教訓を抽出する。

3-4 活動3-3の内容を踏まえ、自治体が使用できる準好気性埋立方式の衛生埋立処分場の運営・維持管理ガイドライン及び研修教材を策定する。

3-5 作成された運営・維持管理ガイドラインがセミナーで発表される。

3-6 成果2および成果3の活動全体をレビューし、将来の普及展開を見据えた運営維持管理モデルとして体系化する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：なし

(2) 外部条件：パイロット事業が、住民の反対や自然災害等によって中止、中断されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

(1) エルサルバドル「地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」（2005年～2009年）

本案件は中央政府の廃棄物管理関係機関を対象に、地方自治体における廃棄物総合管理を全国に普及する施策の実施能力強化を図ることを目的に実施されていた。中央政府

関係者を通して国全体への波及を図ったものの、プロジェクト対象地域の9自治体で構成される自治体組合を対象に管理改善のパイロット活動を行ったことから、中央政府には具体的な処分場の運営・維持管理手法やノウハウが十分に集積されずに終了し、その結果、国全体への効率的な普及が実現しなかった。

これらの経験から、現場での計画改善において中央政府からの主体的な関与を求め、また地方自治体・地方自治体連合のパイロットプロジェクトを通じた国家レベルでの体制構築を目標としてプロジェクトを実施する必要があるとの教訓が得られた。本事業においても、地方自治体でパイロットプロジェクトを実施するため、それらから得られる知見・経験・課題等をまとめる際には、MINAMが主体的にパイロットサイトの自治体と協働し、更に、他自治体に発信する際にはMINAMが各種発表活動を行うこととする。

(2) スリランカ「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」(2007年～2011年)

本案件は、地方自治体が国家廃棄物管理戦略に従って廃棄物管理を実行できるように、地方自治体の廃棄物管理活動支援能力の向上を図ることを目的に実施されていた。本案件では多数のパイロットプロジェクトを実施し、具体的な成果も出たものの、カウンターパート(C/P)の課題対処能力の向上という本来の目的に必ずしも結びついておらず、中間評価時点では多くのパイロットプロジェクトがJICA 専門家チームが活動の中心となっていたことが確認された。また、本来は専門家チームとC/Pが協力してパイロットプロジェクトを実践、C/Pにとっての「学びの場」、「キャパシティ・ディベロップメントの場」とすべきところ、C/Pの慢性的な人材不足のために、事業の大部分を専門家チームが担うことになり、C/Pにとっての「機会損失」を招いてしまった。本事業においても、パイロットプロジェクトを実施するため、C/P側から十分な人材配置を求めると共に、パイロットプロジェクトをC/Pにとってのキャパシティ・ディベロップメントを図る場である事を十分に説明し、C/P側の積極的・主体的な活動を図るようにする。

7. 評価結果

本事業は、ペルーの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、廃棄物管理の推進を通じて同地域の衛生環境の改善及び環境保全に資するものであり、SDGsゴール11「住み続けられる街づくりを」とゴール12「つくる責任、使う責任」へ貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始1年以内 ベースライン調査

事業終了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、

評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：最終処分場の管理・運営改善及び中央省庁の指導力向上

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全世界

② 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年11月中旬より業務を開始し、2028年11月中旬の終了まで、48ヵ月を2期に分けて複数年度にわたる業務実施契約にて実施することを想定しています。

第1期：2024年11月 ～ 2026年10月

第2期：2026年11月 ～ 2028年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約58.0人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、準好気性埋立処分場の運営及び日常管理に係る専門性を持つ従事者を含めること。また、業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全34回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地及び国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）及び日本国内第三者への再委託を認めます。

- 最終処分場の運営維持管理に係る技術指導
- 準好気性埋立方式に係る追加設備の設置工事
- 現地研修

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D（英・西両版）
- 有償資金協力における最終処分場の建設状況

2) 公開資料

- 「ペルー国最終処分場運営能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000052556.pdf>
- 有償資金協力『固形廃棄物処理事業』事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PE-P41_1_s.pdf
- 有償資金協力『アマソナス州地域開発事業』事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PE-P43_1_s.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

- 2) JICA 安全対策措置（ペルー国）（2024年4月改定）では、ペルーにおいて一部渡航禁止区域が存在するため留意してください。また、本案件の実施に関連して、関係者が渡航検討する場合は、最新の安全対策措置を確認の上、渡航措置承認手続及び行動規範の順守を徹底してください。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 342,219,000円（税抜）

なお、定額計上分 69,260,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル

提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	最終処分場の運営維持管理に係る技術指導	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地および国内再委託」	20,000,000円	指導員人件費、出張旅費(航空賃、日当、宿泊費)、海外保険料、重機レンタル費、資材費等	再委託
2	準好気性埋立方式に係る追加設備の設置工事	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」	20,000,000円	指導員人件費、出張旅費(航空賃、日当、宿泊費)、海外保険料、重機レンタル費、資材費等	再委託

		事項 2. 業務 実施上の条件 (3)現地および国内再委託」		料、作業員人件費、 重機レンタル費、資 材費等	
3	現地研修	「第2章 特 記仕様書 第 4条 業務の 内容 2. 本業 務にかかる事 項 (1) プロ ジェクトの活 動に関する業 務 ②成果2 にかかわる業 務	20,000,000円	講師謝金、講師出張 旅費(航空賃、日当、 宿泊費)、海外保険 料、研修員旅費(交 通費、日当、宿泊費)	一般業務費 (或いは、 再委託も 可)
4	本邦研修(本邦 招へい)にかか る経費	「第2章 特 記仕様書 第 4条 業務の 内容 2. 本業 務にかかる事 項(2)本邦研 修・招へい」	5,760,000円 3,500,000円	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1人 月で想定、提案は認 めない)、及び同行 (現時点では2号 0.5人月:研修内容 を踏まえ提案、見直 し可)直接経費	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

 2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsのカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上